

※本事業の詳細については、まず公募要領 (<https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf>) をご確認ください。

<目次>

大項目	中項目
1 補助事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業について</li> <li>2 スケジュールについて</li> <li>3 補助対象事業者について</li> </ul>
2 安全設備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全設備について</li> <li>2 業務用無線設備について</li> <li>3 非常用位置等発信装置について</li> <li>4 改良型救命いかだ等について</li> <li>5 浸水警報装置・排水設備について</li> <li>6 ドライブレコーダーについて</li> </ul>
3 申請方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 申請方法について</li> <li>2 申請IDについて</li> <li>3 まとめて申請できる船舶と安全設備について</li> <li>4 重複申請について</li> </ul>
4 申請の流れについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 補助金申請の流れについて</li> </ul>
5 給付申請について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本人確認書類について</li> <li>2 船舶確認書類について</li> <li>3 見積金額確認書類について</li> <li>4 給付決定通知について</li> <li>5 給付決定後について</li> </ul>
6 実績報告について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 領収書について</li> <li>2 実績報告明細書について</li> <li>3 製造番号について</li> <li>4 納品報告写真について</li> <li>5 日本財団助成表示ロゴマークについて</li> <li>6 額の確定通知について</li> </ul>
7 精算払請求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 精算払請求概要について</li> <li>2 精算払請求審査の連絡について</li> <li>3 補助金振込について</li> </ul>
8 事業終了後について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全設備と申請書類の管理について</li> </ul>

<Q&A>

大項目	中項目	No.	Question	Answer
1 補助事業の概要について	1 補助事業について	1-1-1	「小型旅客船等の安全安心確保推進事業補助金」とはどのような事業ですか。	公募要領P2をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	1-2-1	補助事業の実施期間を教えてください。	公募要領P2をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	1-2-2	いつ購入した安全設備が補助の対象になりますか。	令和6年（2024年）4月1日以後に購入した安全設備を補助対象とします。 公募要領P2をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	1-3-1	補助対象事業者（受給者）と補助対象船舶を教えてください。	公募要領P3をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	1-3-2	補助対象外の船舶を教えてください。	本補助金は、海上運送法適用を受けていない、旅客定員12人以下の船舶と、旅客定員13人以上で遊漁船業・漁ろうのみに使用される船舶は補助対象外です。
1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	1-3-3	船舶を別の事業者から借りている場合、借主は補助金を受給できますか。	補助金のお支払は船舶の所有者様のみに行います。船舶の所有者でない方は受給できません。
2 安全設備について	1 安全設備について	2-1-1	本補助事業で対象となる安全設備は何ですか。	業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーの5種類の安全設備が補助の対象となります。
2 安全設備について	1 安全設備について	2-1-2	公募要領を見ても、購入予定の付属品が補助対象が分かりません。どのように確認すれば良いでしょうか。	製品名・型番・メーカー名（販売会社名）等をご確認の上、事務局にお問い合わせください。
2 安全設備について	1 安全設備について	2-1-3	中古で購入した場合やリースの場合の安全設備でも補助の対象となりますか。	中古品やリース品は補助の対象外です。
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-1	業務用無線設備の申請について教えてください。	公募要領P4-5をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-2	補助対象になる業務用無線設備の製品を教えてください。	公募要領P4-5をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> 業務用無線設備_製品リストもあわせてご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/safety/01_musen_list.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/safety/01_musen_list.pdf</a>
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-3	衛星携帯電話は補助対象ではないですか。	衛星携帯電話は法定無線設備に該当しますが、今回の補助事業の対象ではありません。
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-4	漁業無線を購入する場合は補助対象となりますか。	事務局で補助の対象となるかを確認いたしますので、製品購入前にメーカー名・品名・型番等を事務局までお問い合わせください。なお、総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品は補助金を支給できませんのでご注意ください。
2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	2-3-1	非常用位置等発信装置の申請について教えてください。	公募要領P6-7をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	2-3-2	補助対象になるAIS・EPIRBの製品を教えてください。	公募要領P6-7をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> 非常用位置等発信装置_製品リストもあわせてご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/safety/02_hashin_list.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/safety/02_hashin_list.pdf</a>
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-1	改良型救命いかだ等の申請について教えてください。	公募要領P8-9をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-2	補助対象になる改良型救命いかだ等の製品を教えてください。	公募要領P8-9をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> 改良型救命いかだ等_製品リストもあわせてご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/safety/03_ikada_list.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/safety/03_ikada_list.pdf</a>
2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-1	浸水警報装置・排水設備の申請について教えてください。	公募要領P10-12をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-2	補助対象になる浸水警報装置・排水設備の製品を教えてください。	浸水警報装置・排水設備に関しては、機能要件を満たす製品を設置することが補助要件となりますので、製品リストはありません。 公募要領P10-12をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-3	警報盤、検知器、排水設備の購入について、それぞれ個数の制限はありますか。	警報盤、検知器、排水設備の購入個数の制限はありませんが、3個以上購入しても上限額は変わりません。なお、設置が必要な区画は、船体の長さや区画数により異なりますので、詳細は、最寄りの検査機関にお問い合わせいただくか国交省ホームページをご確認ください。
2 安全設備について	6 ドライブレコーダーについて	2-6-1	ドライブレコーダーの申請について教えてください。	公募要領P13-14をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
2 安全設備について	6 ドライブレコーダーについて	2-6-2	補助対象になるドライブレコーダーの製品を教えてください。	ドライブレコーダーに関しては、機能要件を満たす製品を設置することが補助要件となりますので、製品リストはありません。ただし、屋外に設置する場合は防水機能を有した製品を選定してください。 公募要領P13-14をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>

大項目	中項目	No.	Question	Answer
3 申請方法について	1 申請方法について	3-1-1	本補助事業の申請方法を教えてください。	公募要領P15をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
				あわせて、システム操作マニュアルもご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/UserManual.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/UserManual.pdf</a>
3 申請方法について	2 申請IDについて	3-2-1	申請IDの発行数に制限はありますか。	制限はありません。
3 申請方法について	2 申請IDについて	3-2-2	安全設備毎に複数の申請IDを作成する場合や、代理申請で複数の申請者の申請IDを作成する場合、同じメールアドレスは使用できますか。	同じメールアドレスを使用して複数の申請IDを作成することは可能です。
3 申請方法について	3 まとめて申請できる船舶と安全設備について	3-3-1	所有者が異なる船舶で同じ安全設備をまとめて申請することはできますか。	申請する安全設備が同じでも、所有者が異なる船舶は、まとめて申請できません。所有者が異なる船舶を申請する場合は所有者毎に別々に申請IDを取得して申請してください。
3 申請方法について	3 まとめて申請できる船舶と安全設備について	3-3-2	所有者が同じ船舶で異なる安全設備をまとめて申請することはできますか。	申請IDは安全設備ごとに取得となりますので、異なる安全設備をまとめて申請することはできません。異なる安全設備を申請する場合は、安全設備毎に別々に申請IDを取得して申請してください。
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-1	本補助事業について同じ安全設備を同じ船舶に重複して申請することはできますか。	本補助事業内で、同じ船舶に同じ種類の安全設備を重複して申請することはできません。ただし、購入した安全設備が故障等した場合や、改良型救命いかだに関して、例えば定員50人の船に対して25人用×2個である場合等は申請が可能です。このような場合には、事前に事務局までお問合せください。 公募要領P15をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-2	国、自治体又は他の団体等の補助事業で補助金を受給したのと同じ種類の安全設備を、本補助事業でも申請することはできますか。	国や自治体又は他の団体等の補助事業(事務局が別に定める補助事業を除く)で補助金を受給している場合も申請できますが、同じ領収書による安全設備の申請をすることはできません。 公募要領P15をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>  ※国交省の補助事業(令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金)と重複して申請する場合、システムにて重複の注意が表示され申請をすすめることができなくなるので、事務局までご連絡ください。その際、同じ領収書を使った安全設備の申請でないことを確認させていただきます。  ※遊漁船安全設備導入支援事業についてのお問い合わせは、本事務局では回答できません。
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-1	連絡用メールアドレスの登録を完了しましたが、「申請ID登録画面のURL」が記載されたメールが届きません。どうすれば良いでしょうか。	①メールアドレスの入力に誤りはないかご確認ください。 ②迷惑メールフォルダ等に振り分けられている可能性がありますので、念のためご確認ください。 ③ご利用いただいているメールの機能として受信拒否設定がなされている可能性があります。確認いただき、もし拒否設定がされているようなら解除をしてください。 ④メールが届いていない場合は、@marine-shien.jpからのメールが届く設定になっているかをご確認の上、再度、連絡用メールアドレスのご登録をお願いいたします。
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-2	システム利用者とは何ですか。	公募要領P17をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-3	システム利用者を変更したい場合はどうすれば良いですか。	給付申請前であれば、新たに申請IDを取得してください。給付申請後であれば、申請システム上では変更できないため、変更前のシステム利用者の方にて、申請ID、システム利用者名、システム利用者電話番号、船舶所有者名をご用意の上、事務局へご連絡ください。 申請IDが不明な場合は、その旨をお問い合わせください。
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-4	システム利用者のメールアドレスや電話番号を変更したい場合はどうすれば良いですか。	新たに登録したい連絡先を事務局にお知らせください。
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-5	申請を取下げたい場合はどうすれば良いですか。	<b>給付決定前に全ての申請</b> を取下げたい場合は、事務局まで電話でご連絡ください。事務局にて申請者様の取下げ意思を確認のうえ取下げ処理を行い、後日、事務局から取下げ処理が完了した旨をご連絡します。  <b>給付決定後に全ての申請</b> を取下げたい場合は、事務局まで電話でご連絡ください。「様式4 補助対象事業計画変更承認申請書」を提出していただき、事務局にて取下げ処理後、「取下げ受理通知」を送付します。  <b>給付決定後に一部の申請</b> を取下げたい場合は、事務局まで電話でご連絡ください。「様式4 補助対象事業計画変更承認申請書」を提出していただき、申請状態を給付申請前に差し戻して、再申請していただきます。  様式4の記入方法は記入例を参照してください。 <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-6	申請する船舶が「新造船」の場合の申請の流れや留意事項を教えてください。	新しく造船する船舶の場合も、対象船舶の船舶検査証書や航行事業に関する証書が必要なため、お手元に証書が揃ってから手続きを開始してください。 申請の流れは、公募要領P16以降をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>  申請IDは、安全設備の種類ごとに作成をお願いいたします。  補助金の支給は、安全設備の購入・設置を確認した後となります。  実績報告時に領収書・明細書・報告写真などを提出していただきます。領収書は専用フォーマットで設備ごとに作成いただくよう事前に販売業者様にお伝えください。  製造番号の拡大写真は、設備を設置すると撮影が困難なため、設置前に撮影をお願いします。造船時に設備が内蔵され、撮影が不可能な場合は、事務局に状況をお知らせください。

大項目	中項目	No.	Question	Answer
5 給付申請について	1 本人確認書類について	5-1-1	地方公共団体が申請する場合、履歴事項全部証明書が無い場合、本人確認書類は何を提出すれば良いでしょうか。	公募要領P19をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
5 給付申請について	1 本人確認書類について	5-1-2	消費税免税事業者として申請すると、課税事業者と何が異なりますか。	公募要領P20-22をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
5 給付申請について	1 本人確認書類について	5-1-3	免税事業者の法人が提出する法人概況説明書について、2年度前の証憑の提出を求められていますが、書面には「●年度」という記載がない場合、どうすればよいでしょうか。	初回の給付申請受付の年月日から2年前の日付が含まれているものを提出してください。
5 給付申請について	2 船舶確認書類について	5-2-1	船舶検査証書の提出の際に留意事項はありますか。	申請受付日時点で、有効期間内である船舶検査証書を提出してください。裏面に記載がある場合は表面と裏面の両方のページを提出してください。 ※申請受付日は給付申請登録が完了した日付です。 また、船舶所有者が複数名でご自身の氏名が船舶所有者欄に記載されていない場合は、「小型船舶登録原簿の登録事項証明書」の提出が必要です。 公募要領P23をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
5 給付申請について	2 船舶確認書類について	5-2-2	船舶検査証書には「総トン数または船舶の長さ」には「5トン未満」とありますが、申請システムには数字しか入力できません。どうしたら良いですか。	申請システムには「4.9」と入力してください。
5 給付申請について	3 見積金額確認書類について	5-3-1	浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーは給付申請の際に見積書の提出が必要ですが、見積書提出にあたって注意すべき点を教えてください。	公募要領P29-30をご確認ください。 特に宛名は、申請している船舶所有者名である必要がある旨を販売店に依頼いただくようお願いいたします。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> フォーマット集からダウンロードできる記入例もあわせてご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/p_03/index.html">https://marine-shien.jp/p_03/index.html</a>
5 給付申請について	3 見積金額確認書類について	5-3-2	給付申請内訳書とは何ですか。	公募要領P30をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> フォーマット集からダウンロードできる記入例もあわせてご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/p_03/index.html">https://marine-shien.jp/p_03/index.html</a>
5 給付申請について	3 見積金額確認書類について	5-3-3	給付決定前に、申請した浸水警報装置・排水設備の個数を変更したい場合は、どうしたら良いですか。	給付決定前に、申請した安全設備本体の個数を変更する場合は、一旦、給付申請を差し戻しますので、電話またはメールにて事務局までご連絡ください。申請差し戻し後、個数の修正をお願いいたします。 尚、給付決定後の個数変更については5-5-2に記載がございます。 公募要領P33をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> ※参考：様式4 給付決定通知書 <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
5 給付申請について	3 見積金額確認書類について	5-3-4	消費税免税事業者として申請する場合、給付申請内訳書提出にあたって注意すべき点を教えてください。	免税事業者の場合、給付申請額（税抜）に対して、給付決定時に消費税分が自動的に加算されます。なお、消費税分が加算された金額が補助上限金額を上回る場合は、上限金額にて給付決定いたします。
5 給付申請について	4 給付決定通知について	5-4-1	給付申請の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「給付審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに給付決定通知のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。 ※参考：様式2 給付決定通知書 <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
5 給付申請について	4 給付決定通知について	5-4-2	給付申請の審査結果で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請で申請いただいた内容に不備がある場合、「申請内容の訂正と再申請のお願い」というメールをお送りします。メールに不備の内容の詳細を記載しておりますので、ご確認ください。申請システムにログインいただけますと、申請した内容の編集ができるようになっておりますので、不備を訂正して再申請していただけますようお願いいたします。
5 給付申請について	4 給付決定通知について	5-4-3	給付決定通知書に記載の補助金の額（給付決定金額）が実際に振り込まれる金額ですか。	給付決定通知書に記載の補助金の額（給付決定金額）は給付申請時の上限額ですので、この金額が必ず支給されるわけではありません。実際に振り込まれる補助金の額は、実際にかかった補助対象経費に補助率をかけた額と、上限額のうち、低い方の金額となります。
5 給付申請について	5 給付決定後について	5-5-1	給付決定された後、補助金の予算が無くなり、給付されなくなることはありますか。	給付決定されたらその分の予算枠を確保いたしますので、手続きを適切に進めていただき審査の結果問題ないことが確認できれば、給付されなくなることはありません。
5 給付申請について	5 給付決定後について	5-5-2	給付決定後に、浸水警報装置排水設備の個数を変更したい場合は、どうしたら良いですか。	給付決定後に、安全設備本体の個数を変更する場合は、「様式4 補助対象事業計画変更承認申請書」を提出していただき、給付申請から再申請していただけます。詳しくは事務局にお問い合わせください。 公募要領P33をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a> ※参考：様式4 給付決定通知書 <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
6 実績報告について	1 領収書について	6-1-1	領収書にはどのような内容の記載が必要ですか。	公募要領P32をご確認ください。 特に宛名は、申請している船舶所有者名である必要がある旨を販売店に依頼いただくようお願いいたします。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
6 実績報告について	2 実績報告明細書について	6-2-1	実績報告明細書とは何ですか。	公募要領P33をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>

大項目	中項目	No.	Question	Answer
6 実績報告について	3.製造番号について	6-3-1	製造番号の報告が必要な安全設備は何ですか。	業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号の報告が必要です。非常用位置等発信装置は、取付工事後は製造番号が確認できなくなる可能性がありますので、必ず取付工事前に確認を行ってください。 浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーは不要です。
6 実績報告について	4.納品報告写真について	6-4-1	納品報告写真はどのような写真を提出すれば良いですか。	「船舶全景写真で船舶名または船舶検査済番号が確認できない」場合や、「型番が必須な設備の安全設備拡大写真で型番が確認できない」場合等は納品報告写真の再提出を求めます。 公募要領P34-35をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
6 実績報告について	4.納品報告写真について	6-4-2	納品報告写真のデータ容量に制限はありますか。	船名や製造番号が識別できる解像度が必要です。しかしデータ容量が大きすぎると不具合が起こるおそれがあるため、納品報告写真フォーマットのパワーポイントは、25MBを上限としてください。上限を超えそうな場合は、以下のサイト等を参考に写真の画像圧縮を行っていただき、ファイルの容量を減らしてからファイル添付してください。  ※参考：NTT東日本 パワーポイントの画像圧縮方法紹介ページ <a href="https://business.ntt-east.co.jp/bizdrive/column/dr00004-024.html">https://business.ntt-east.co.jp/bizdrive/column/dr00004-024.html</a>
6 実績報告について	5.日本財団助成表示ロゴマークについて	6-5-1	日本財団助成表示ロゴマークの提出について、留意事項はありますか。	日本財団助成表示ロゴマークは、必ずカラーで出力したものをご使用ください。後日、日本財団助成表示ロゴマークの貼付が確認できなかった場合は、給付取り消しの可能性がありますのでご注意ください。 公募要領P34-36をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
6 実績報告について	5.日本財団助成表示ロゴマークについて	6-5-2	日本財団助成表示ロゴマークはどのようにして貼り付けられれば良いですか。	例えば、シール印刷したものを貼り付ける方法等が考えられます。容易に剥がれない方法で貼り付けてください。
6 実績報告について	5.日本財団助成表示ロゴマークについて	6-5-3	日本財団助成表示ロゴマークを出力する環境が無い場合はどうすればよいですか。	公募要領P36をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>  なお、コンビニエンスストア等での印刷料金は、申請者様にてご負担ください。
6 実績報告について	6.額の確定通知について	6-6-1	実績報告の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	実績報告いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「実績報告審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただきますと、申請TOPページに額の確定通知のPDFのリンクが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。  ※参考：様式8 額の確定について <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
7 精算払請求について	1 精算払請求概要について	7-1-1	精算払請求で提出する書類と申請システムに登録する内容は何かですか。	公募要領P37をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
7 精算払請求について	1 精算払請求概要について	7-1-2	精算払請求の留意事項はありますか。	振込先口座として登録ができるのは、口座名義が申請する補助対象事業者名と一致している口座のみです。代理申請者が申請をする場合でも、代理申請者名義の口座は登録することができませんのでご注意ください。  補助対象事業者が個人の場合で、法人口座に振込を希望される場合は、補助対象事業者が振込先法人の代表者であることがわかる「履歴事項全部証明書」の提出を求めます。  補助対象事業者が個人の場合で、屋号が書かれた口座に振込を希望される場合は、補助対象事業者と記載された屋号との関係性がわかる「開業届」「確定申告書」「所得税青色申告決算書」「収支内訳書（白色申告）」のいずれかの提出を求めます。  公募要領P37をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-1	精算払請求での審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	精算払請求いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「精算払請求審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただきますと、申請TOPページに精算払請求書のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。 ※参考：様式9 精算払請求書 <a href="https://marine-shien.jp/p_02/index.html">https://marine-shien.jp/p_02/index.html</a>
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-2	精算払請求の審査完了後の流れを教えてください。	不備がない場合は口座確認（金融機関に照会）の処理にすすみます。口座確認で問題がなければ振込みの手続きとなります。
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-3	精算払請求の審査結果で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	精算払請求で申請いただいた内容に不備がある場合は、「口座情報の訂正と再申請のお願い」というメールをお送りします。 申請システムにログインしていただく不備内容の詳細の確認と申請した内容の編集をすることができますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-4	口座確認で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	ご登録いただいた口座情報に不備がある場合、「口座情報のご確認のお願い」というメールをお送りします。 申請システムにログインしていただく不備内容の詳細の確認と口座情報の編集をすることができますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
7 精算払請求について	3 補助金振込について	7-3-1	補助金の振込完了日はどのように連絡がきますか。	振込完了後に、申請TOPページに「振込完了日」が表示されます。
8 事業終了後について	1 安全設備と申請書類の管理について	8-1-1	事業終了後（安全設備設置後）、安全設備や申請書類の管理にあたって留意することはありますか。	公募要領P38をご確認ください。 <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf</a>

